

松伏町省エネ家電購入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の地球温暖化対策への意識啓発を図るとともに、エネルギー価格の高騰等の影響を受けている者の生活を支援するため、省エネ家電の購入を行う者に対し、予算の範囲内で松伏町省エネ家電購入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく小売事業者表示制度において、省エネ性能による多段階評価点が3.0以上であることにより3つ星以上の統一省エネルギーラベルが表示されている次に掲げる家庭電気製品とする。

(1) エアコンディショナー

(2) 冷蔵庫

(補助対象機器)

第3条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、国内の販売店若しくは事業所で購入した次の各号全てに該当する製品とする。

(1) 未使用品であること。

(2) リース品ではないこと。

(3) 補助金の交付を申請する日の属する年度の4月1日以後に購入したものであること。

(4) 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度の対象となっている機器でないこと。

(5) 販売業者以外の者からの購入ではないこと。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 町民（町の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）であること。

(2) 補助金の交付を申請する日において個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「町税」という。）を滞納していないこと。

(3) 自らが居住する町内の住宅において、この要綱における補助金の交付を受けて購入した省エネ家電機器を設置する者であること。

(4) 松伏町暴力団排除条例（平成24年9月25日条例第15号）第2条第1号から第2号までに規定する暴力団等でないこと。

2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯ごとに同一年度内1回限りとする。この場合において、第2条各号に掲げる家庭電気製品のうち、エアコンディショナー若しくは冷蔵庫に係る補助対象機器は、いずれか1台とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入若しくは設置に係る費用とする。ただし、次に掲げる額を除く。

(1) 消費税及び地方消費税に相当する額

(2) 割引クーポン、各種ポイント、商品券等を使用して購入した場合の相当額

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1に相当する額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、6万円を限度とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松伏町省エネ家電購入促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定する期間内に町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の購入若しくは設置に係る経費の内訳が分かる領収書等若しくは見積書等の写し
- (2) 補助対象機器が省エネ家電であることが確認できるカタログ等の写し
- (3) 委任状（代理人による申請の場合に限る。）

2 前項の規定による提出の期間は、令和8年10月15日から同年10月31日までとし、この期間の交付申請が予算額に達しなかった場合は、令和8年12月15日まで申請期間を延長する。

3 前2項の規定により提出された書類は、返還しないものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により、申請書の提出があったときは、令和8年10月15日から同年10月31日までの申請額が予算額を上回った場合は抽選により補助金の交付の可否を決定し、前条の規定により申請期間を延長した場合は、申請順により補助金の交付の可否を決定し、省エネ家電購入促進補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付事務に必要な事項について、申請者の同意を得た上で、町の台帳等により申請者の世帯情報、町税の納付状況、国又は地方公共団体等への照会により公的機関が行う他の補助制度の利用状況の確認をすることができる。

(計画の変更又は中止)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象機器の購入等の計画（以下「計画」という。）の内容を変更し、又は当該計画を中止しようとするときは、松伏町省エネ家電購入促進補助金変更等申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。但し、町長が認める軽微な変更を除く。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、交付決定を受けた補助金交付額の増額を要することとなる計画の変更については、申請することができないものとする。

3 町長は、第1項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、結果を松伏町省エネ家電購入促進補助金（変更・中止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象機器の設置等の完了後、松伏町省エネ家電購入促進補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器を購入したことが分かる領収書等の写し
- (2) 補助対象経費の内訳が分かる書類の写し

- (3) 申請に係る補助対象機器の製造者等が発行した保証書の写し
- (4) 申請に係る補助対象機器を自らが居住する住宅に設置したことが分かる写真
- (5) 振込口座が確認できる書類の写し
- (6) 委任状（代理人による申請の場合に限る。）

2 前項の報告書の提出期限は、交付決定日の令和9年1月15日とする。

（補助金の額の確定通知）

第11条 補助金の額の確定は、松伏町省エネ家電購入促進補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（遵守事項等）

第12条 補助金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。また、第3号以降に規定する期間が経過する前に、補助対象機器を処分しようとするときは、松伏町省エネ家電購入促進補助金に係る財産処分承認申請書（様式第7号）により町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けて取得した補助対象機器について、取得完了日から5年間は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運用を図ること。
- (2) 補助金の交付を受けて取得した補助対象機器について、取得完了日から5年間は、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。財産のうち財産処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該期間を経過するまで保管すること。
- (3) エアコンディショナーの処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。次号において「耐用年数等省令」という。）に基づく冷房用又は暖房用機器の耐用年数の耐用年数とする。
- (4) 冷蔵庫の処分制限期間は、耐用年数等省令に基づく電気冷蔵庫の耐用年数とする。

（設置の確認）

第13条 町長は、補助事業等を適正に執行するため、必要に応じて設置状況の報告その他の協力を求めることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 交付決定者から辞退の申出があったとき。
- (2) 松伏町省エネ家電購入促進補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）が決められた期日までに提出されなかったとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱又は町長の指示に違反したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (6) その他町長が不相当であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、松伏町省エネ家電購入促進補助金交付要綱交付決定取消通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長

が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和８年１０月１日から施行する。
(この告示の失効等)
- 2 この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第１２条から第１４条までの規定については、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

松伏町省エネ家電購入促進補助金交付申請書

松伏町長 宛

申請者 住所
氏名
電話
生年月日
メールアドレス

松伏町省エネ家電購入促進補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象機器の購入等の計画

(1) 対象製品の種類（□に「✓」を入れてください。）

□ エアコンディショナー ・ □ 冷蔵庫

(2) 設置する対象製品

メーカー名：

機種名型番：

統一省エネルギーラベルの星の数：

(3) 購入(予定)店舗等

名称：

所在地：

(4) 購入(予定)日 年 月 日 / 未定

(5) 交付申請額（上限6万円）

購入経費（領収書の額） 円（A）

消費税及び地方消費税に相当する額 円（B）

割引クーポン、各種ポイント、商品券等を使用して購入した場合の相当額

円（C）

(A) - (B) - (C) 円（D・補助対象経費）

(D・補助対象経費) × 1 / 2 円（E）

(E) を千円未満切捨て , 000円（交付申請額）

2 添付書類

(1) 補助対象機器の購入若しくは設置に係る経費の内訳が分かる領収書等若しくは見積書等（店舗が発行したもの）の写し（保証書等の書類と合わせる事で内容を証明することを可能とする）

(2) 補助対象機器が3つ星以上の省エネ家電であることが確認できるカタログ等の写し

(3) 委任状（代理人による申請の場合に限る。）

3 誓約・同意事項（□に「✓」を入れてください。）

□ 次の事項を誓約します。

- 町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税について滞納がないこと
- 町が設置状況の報告その他の協力を求めた際は、それに協力すること。
- 松伏町省エネ家電購入促進補助金交付要綱の規定を順守すること。
- 松伏町暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

□ 次の事項を承諾します。

- 補助の対象となる経費は、補助対象機器の購入若しくは設置に係る費用であること。ただし、次に掲げる額が除かれること。
 - (1) 消費税及び地方消費税に相当する額。
 - (2) 割引クーポン、各種ポイント、商品券等を使用して購入した場合の相当額
- 町が申請者の町の台帳等により申請者の住所、氏名、生年月日、世帯情報を確認すること。
- 町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税について滞納がないこと若しくは納付状況について調査を行うこと。
- 国又は地方公共団体等への照会により公的機関が行う他の補助制度の利用状況の確認をすること。
- 店舗等へ購入状況を照会すること。
- 補助金の交付は、対象製品の設置後に松伏町省エネ家電購入促進補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）を提出した後になること。
- 町に提出した書類は、返還されないこと。
- 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部は取り消され、既に補助金が交付されているときは、その返還をすること。
 - (1) 交付決定者から辞退の申出があったとき。
 - (2) 松伏町省エネ家電購入促進補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）が決められた期日までに提出されなかったとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 交付要綱又は町長の指示に違反したとき。
 - (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (6) その他町長が不適當であると認めたとき。

□ 補助対象機器について。

- 購入品は未使用品であること。
- 購入品はリース品ではないこと。
- 令和8年4月1日以後に購入したものであること。
- 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度の対象となっている機器でないこと。

- 個人間売買での購入ではないこと。
- 自らが居住する町内の住宅においてこの要綱における補助金の交付を受けて購入した省エネ家電機器を設置すること。

□ 申請について

- 添付する領収書等は、請求書や注文履歴ではないこと。
- 領収書等若しくは見積書等に記載された購入者若しくは購入予定者と補助金の申請者が同一であること。
- 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯ごとに同一年度内 1 回限りであり、エアコンディショナー若しくは冷蔵庫に係る補助対象機器は、いずれか 1 台とすること。
- 補助金の額は、補助対象経費の額に 2 分の 1 に相当する額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、6 万円が限度であること。
- 令和 8 年 1 0 月 1 5 日から同年 1 0 月 3 1 日までの申請額が予算額を上回った場合は抽選により補助金の交付の可否を決定し、同期間の申請額が予算額に達しなかった場合は申請期間を延長し、申請順により補助金の交付の可否を決定すること。
- 補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定に係る補助対象機器の購入等の計画の内容を変更し、又は当該計画を中止しようとするときは、松伏町省エネ家電購入促進補助金変更等申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、承認を受けなければならないこと。（但し、町長が認める軽微な変更を除く。）
- 補助金交付額の増額を要することとなる計画の変更については、申請することができないこと。
- 補助対象機器の設置等の完了後、松伏町省エネ家電購入促進補助金実績報告書兼請求書（様式第 5 号）に要綱に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならないこと（電子申請ではなく、郵送等により書類を提出すること。）

□ その他、松伏町省エネ家電購入促進補助金交付要綱の規定を順守すること。

様式第2号（第8条関係）

環 第 号
令和 年 月 日

松伏町省エネ家電購入促進補助金（交付・不交付）決定通知書

様

松伏町長

（公印省略）

年 月 日付けで申請のあった松伏町省エネ家電購入促進補助金について、松伏町省エネ家電購入促進補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- ☐ 補助金を次のとおり交付する。
交付決定額 円

交付の条件

- （1）松伏町省エネ家電購入促進補助金交付要綱第10条に基づき、松伏町省エネ家電購入促進補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）に関係書類を添付して報告すること。なお、報告の期限は、すでに購入している者については、交付決定日から起算して1か月間を経過する日又は交付決定日の属する年度の1月15日のいずれか早い日とする。これから購入する者については、補助対象機器の設置日から起算して1か月間を経過する日又は交付決定日の属する年度の1月15日のいずれか早い日とする。
- （2）松伏町省エネ家電購入促進補助金交付申請書（様式第1号）の計画内容の変更若しくは中止をする場合には、町長の承認を受けること。
- （3）補助対象機器を町長の承認を受けないで譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

- ☐ 補助金を交付しない。
（理由： ）

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

松伏町省エネ家電購入促進補助金変更等申請書

松伏町長 宛

申請者 住所
 氏名
 電話
 生年月日

令和 年度に交付決定を受けた松伏町省エネ家電購入促進補助金について、対象機器の購入等の計画内容の変更又は中止をしたいので、松伏町省エネ家電購入促進補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

☐ 計画内容の変更

変更内容：

変更理由：

※変更に係る見積書又は契約書の写しを添付してください。

☐ 計画の中止

理由：

様式第 4 号（第 9 条関係）

環 第 号
令和 年 月 日

松伏町省エネ家電購入促進補助金（変更・中止）（承認・不承認）通知書

様

松伏町長
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった松伏町省エネ家電購入促進補助金の計画内容の変更又は中止について、松伏町省エネ家電購入促進補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- ☐ 計画内容の変更を承認する。
内容：
- ☐ 計画内容の中止を承認する。
- ☐ 計画内容の変更又は中止を承認しない。
理由：

松伏町省エネ家電購入促進補助金実績報告書兼請求書

松伏町長 宛

申請者 住所
 氏名
 電話
 生年月日

令和8年度に交付決定を受けた松伏町省エネ家電購入促進補助金について、補助対象機器の購入等が完了したので、松伏町省エネ家電購入促進補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告し、補助金を請求します。

記

1 報告事項

- | | |
|---|---|
| (1) 補助金交付決定額 | 円 |
| (2) 補助対象経費（消費税抜） | 円 |
| (3) 設置日 令和 年 月 日 | |
| (4) 交付請求額 | 円 |

2 添付書類

- (1) 補助対象機器を購入したことが分かる書類の写し（領収書等の写し等）
- (2) 補助対象経費の内訳が分かる書類の写し（契約書等）
- (3) 申請に係る補助対象機器の製造者等が発行した保証書の写し
- (4) 申請に係る補助対象機器を自らが居住する住宅に設置したことが分かる写真
- (5) 振込口座が確認できる書類等の写し
- (6) 委任状（代理人による申請の場合に限る。）

3 補助金の振込先

金融機関名：

支店名：

預金種別： 普通 ・ 当座

口座番号（7桁）：

※7桁未満の場合は、番号の左側に0を記して7桁とすること。

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用口座番号7桁を記入すること。

フリガナ：

口座名義人：

※口座名義人は、申請者と同一とすること。

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

環 第 号
令和 年 月 日

松伏町省エネ家電購入促進補助金交付額確定通知書

様

松伏町長
(公印省略)

実績報告のあった令和 8 年度松伏町省エネ家電購入促進補助金について、下記のとおり補助金の額が確定したので、松伏町省エネ家電購入促進補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。なお、補助金は、この通知の通知日から 3 0 日以内に実績報告時に指定のあった口座に振り込みます。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 円 |

様式第7号（第12条関係）

令和 年 月 日

松伏町省エネ家電購入促進補助金に係る財産処分承認申請書

松伏町長 宛

申請者 住所
 氏名
 電話
 生年月日

松伏町省エネ家電購入促進補助金により取得した補助対象機器を、下記のとおり処分したいので、松伏町省エネ家電購入促進補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金交付決定日：

処分の方法：

処分の時期：

処分の理由：

様式第 8 号（第 1 4 条関係）

環 第 号
令和 年 月 日

松伏町省エネ家電購入促進補助金交付決定取消通知書

様

松伏町長
(公印省略)

令和 年 月 日付で交付決定の通知をしました松伏町中小事業者設備導入等支援補助金について、松伏町省エネ家電購入促進補助金付要綱第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり取り消すことに決定したので通知します。

記

1 取消しの区分

☐ 全部取消 ☐ 一部取消

2 取消しに係る補助金等の額

円

3 取消しの理由

4 返還すべき補助金の額及び期限（※既に補助金が交付されている場合）

返還額： 円

期限： 令和 年 月 日